

令和6年度第4回 茅ヶ崎市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和7年3月26日（水）18時30分から20時30分まで

場所：茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1

出席者：豊田委員長、島村副委員長、彦坂委員、横山委員、石井委員、森委員、小野田委員、細谷委員、杉寄委員、岡崎委員、高橋委員、松戸委員、鈴木委員、田中委員、峯尾委員、尾上委員

事務局：谷久保福祉部長、地域福祉課 瀧田課長、沼野井課長補佐、下村課長補佐、木村主査、加藤主任、茅ヶ崎市社会福祉協議会

○瀧田地域福祉課長

皆様こんばんは。地域福祉課長の瀧田でございます。本日は年度末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和6年度第4回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会を開催いたします。

なお、豊田委員長につきましては遅参の旨を伺っております。

本日、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第5条により、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日は前回に引き続き、地域福祉推進委員会単独での開催となっております。

会議に先立ち、事務局より会議資料の確認をさせていただきます。

（事務局より配布資料を確認）

○瀧田地域福祉課長

これより、議事進行につきましては、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第4条第3項の規定により、豊田委員長が不在の間につきましては、島村副委員長にお願いいたします。

なお、本会議ではAI議事録を導入しており、皆様の卓上には専用のマイクを設置させていただいております。ご発言の際にはボタンを押していただき、赤いランプがつかまりましたらご発言くださるようお願いいたします。

それでは副委員長、よろしくをお願いいたします。

○島村副委員長

それでは豊田委員長がいらっしゃるまで、私が代わりに進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

早速、議事を開始したいと思います。

この委員会は茅ヶ崎市自治基本条例第17条3第3号の規定により、原則公開としているため本日の委員会について、公開してよろしいでしょうか。

（委員一同、異議なし）

また公開の場合には、会議を傍聴することができるとなっております。事務局より傍聴の報告をお願いいたします。

○下村課長補佐

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。以上です。

○島村副委員長

承知しました。それでは、本日の議事録については、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第6条により、茅ヶ崎市社会福祉協議会を関係者として位置づけ、茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員の発言については一括して、茅ヶ崎市社会福祉協議会による発言と表記されることをご了承いただきたいと思います。

本日、早速議題に入りますが、本日の議題は(1)「(仮称)みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3の目次及び骨子案について」、(2)「その他」です。

まず議題1について、事務局からご説明をお願いいたします。

○下村課長補佐

議題1、目次(案)と骨子(案)について説明させていただきます。まず、目次(案)について、資料1-1、資料1-2をお手元にご用意ください。

前回の委員会でお示した目次(案)と、大きな構成は変わっていませんが、重複しているなど感じた部分や表現を整理してお示ししております。前回の委員会との差については、資料1-2をご覧ください。

「はじめに」の項番1(2)について、「計画のづくり」という項目がありましたが項番2「計画の位置づけ・構成」で説明することとしました。

「第1部 これまでやってきたこと」と、「第2部 これからみんなで取り組むこと」については、順番等を整理させていただいております。

続いて、骨子(案)の説明をさせていただきます。資料2をお手元にご用意ください。

前回の委員会でお示した骨子(案)との差を中心に説明させていただきたいと思います。

まず、前回の委員会ではA3横の資料でお示ししておりましたが、A4縦の資料に変更しました。皆さんに見ていただく際や、ホームページ等で公表することも考え、A4横の資料に変更しております。

続いて、2~3ページ「はじめに」をお開きください。

項番1「計画策定の趣旨」ですが、端的に言うと、地域共生社会を目指すということになるため、地域共生社会の説明と挿し絵を入れております。骨子の段階では、国の説明文を引用する形をとっていますが、素案作成の段階では、必要に応じて茅ヶ崎市が考える地域共生社会の説明を検討していきたいと考えております。

続いて、項番2「計画の位置づけ・構成」でございます。3ページの図をご確認ください。市の総合計画の傘の下に入り、そして保健福祉分野の上位計画というのが地域福祉プランの位置づけになります。

構成としては、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定したものであ

って、地域福祉計画の中には重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を包含しているということを図で示しております。

また、地域福祉計画に包含するこの3つの計画についての法的根拠を、図の下にある枠で説明しております。なぜ、この3つの計画を包含するのかということについては、第2部で記載しておりますので、のちほどご説明をさせていただきたいと思っております。

項番3「計画期間」については、前回委員会と変更はありません。

項番4「計画における地域の捉え方」については、図を削除した以外に変更はありません。

続いて、4～5ページの「第1部 これまでやってきたこと」をお開きください。

項番1「前計画期間における主な社会変化・法改正等」ではコロナ禍のことや法改正について記載します。

項番2「茅ヶ崎市の現状」では、事故人口等の基礎データや、市民の意識を掲載しております。骨子の段階では、基礎データについては、人口や高齢化率等としておりますが、素案では資料編も含めて、例えば、障がい者に関する統計や子ども・子育てに関する統計など、必要なデータを記載していきたいと思っております。

また、市民アンケート「地域福祉推進のためのアンケート調査」の結果や、市民との意見交換会「地域福祉を考えるワークショップ」の結果については、「集計中」としております。

なお、市民アンケートについて、2,000人に送付し、912人から回答がありました。まとめたものを資料3でお配りをさせていただいております。分量が多いものですので、お時間のある時にお目通しいただければと思います。

参考に1つご紹介しますと、11ページ「隣近所との付き合いの程度」について質問をしているものがございます。今の付き合いの程度よりも、何か困ったときに助け合うくらい親しくしたいという人の割合が多くなっています。隣近所とのつながりをもう少し持ちたいというふうに感じていらっしゃる方がいる、ということがうかがえるアンケート結果になったと思っております。

また、「地域福祉を考えるワークショップ」のまとめについては、資料4をご覧ください。13地区すべての地区で開催し、403名の参加がありました。地域福祉プランの概要の説明、グループワークを行ったのですが、その結果を基本目標ごとに整理したものが資料4になります。

主にグループワーク②にて、地域福祉を考える上で大切にしていきたいこと、こんなことができたらいいなと思うこと、として出てきた意見をまとめております。詳細については割愛させていただきますが、この委員会でも議論してきた「取り組みの方向性」に合致している意見であったと感じております。

では、骨子にお戻りいただき、4ページをご覧ください。項番3「前期計画の振り返り」につきましてご説明します。

全体の振り返りとして、コロナのことや重層的支援体制整備事業実施計画が開始した開始したこと、中核機関である成年後見支援センターの設置があったこと、そういった全体について記載しております。

5ページについては、これまでの委員会資料を元に作成し、現状として取り組んだことと、課題というものを基本目標別に記載しております。課題については、次期計画の取り組みの方向

性に合致していると感じております。

現行計画の指標に関して、骨子の段階では掲載はしておりません。現行計画の冊子本体に指標がないことや、令和6年度の実績を集計中であることから、計画骨子の段階では掲載してないことをご理解いただければと思います。素案作成の際には、参考数値のような形で掲載することを検討していきたいと考えております。

続きまして、6～7ページ「第2部 これからみんなで取り組むこと」をお開きください。

「1 計画の基本的な考え方」について、前回の委員会でお示した目次や骨子（案）では、地域福祉を推進するための視点という項目がありました。今回は削除しております。それに代わり、理念と目標を継承する理由を記載しております。この地域福祉を推進するための視点を削除した理由として、現行計画では、前期計画の振り返りとして、地域福祉を推進するための視点というのを6つの視点で整理をしていました。その6つの視点を3つの基本目標に整理して、現行計画である地域福祉プラン2の目標が作られております。そのため、次期計画では、3つの基本目標をそのまま継承するということから、地域福祉を推進するための視点を記載する必要はないと考え整理をさせていただいております。

続きまして、「2 計画の展開」について、全体的に整理をいたしました。

まず、基本目標ごとに重点的な取り組みをハートマークで表現し、記載しておりました。こちらを骨子（案）の段階では表現せず、素案を作る段階で、大事なところを議論していきながら、重点的な取り組みを検討していきたいという趣旨で外しております。

また、計画全体にかかる重層的支援体制整備事業実施計画については、この部分で触れて、内容については、後のページで記載するという形をとっております。

「基本目標1 つながる」の取り組みの方向性として、「多様性の理解促進」と記載されているかと思えます。前回までの資料ですと、「多様性の理解啓発」という表現をしておりましたが、多様性を啓発するという言葉がそぐわないと考え、「多様性の理解促進」と修正をさせていただいております。

また、「出会い・つながりづくり」については、「出会い・つながりの支援」としておりました。つながりを支援するという言葉が合わないことや、出会う機会をつくる、つながりを深めていく過程を大事にする、そういった過程をつくっていく、そういった意味で「出会い・つながりづくり」という言葉に修正をしております。

さらに、「つながりの継続」については、「つながり続ける工夫」としておりましたが、工夫という言葉が他の目標の主な取り組みにも入っていることや、取り組みに近い表現であると考え「つながりの継続」と表現を見直しております。

続いて、主な取り組みも、取り組みの方向性の修正に合わせて表現を一部修正しております。

まず、「出会い・つながりづくり」という方向性に紐づく主な取り組みとして、「出会いが生まれるきっかけづくり」を追記しております。

また、「多様な居場所づくり」について、以前は「多様な形態の居場所づくり」となっておりましたが、形にとらわれない居場所を作っていくことであったり、関係性を深めたりする機会や場を作っていくという意味合いを込めて表現を見直しております。

それから、「つながりの継続」という方向性に紐づく主な取り組みとして、「つながり続け

る工夫」というのをこちらに移しました。

「基本目標2 活動する」につきましては、前回の委員会以降の変更は特にございませぬ。
続きまして「基本目標3 支え合う」について、主な取り組みを整理いたしました。

取り組みの方向性「本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実」に紐づく、主な取り組みとして「意思決定支援の強化」というのがありました、よりわかりやすい表現になるよう修正しております。

「意思決定支援の強化」は、取り組みの方向性「本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実」、「地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり」の双方に紐づく主な取り組みとして整理をしておりましたが、「本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり」と「本人らしい暮らしを支える体制づくり」と分けて表現することにしております。

また、「福祉的な関りで立ち直りを支える体制づくり」としていた部分について、「福祉的な関りで地域社会での暮らしを支える体制づくり」と表現を見直しております。

主な取り組み「本人らしい暮らしを支える体制づくり」については、成年後見制度利用促進基本計画、「福祉的な関りで地域社会での暮らしを支える体制づくり」については、再犯防止推進計画をそれぞれ表しているというところでございます。

一体策定する重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画については、一体策定する意義も含めて、次のページで説明をさせていただいております。

重層的支援体制整備事業実施計画については、地域福祉プラン全体にかかる考え方ですので、「計画の展開」の導入部分で触れ、補足の説明としてコラムを入れて整理をしております。

9ページでは、成年後見制度利用促進基本計画について記載しております。

基本目標別の展開にある主な取り組みに「本人らしい暮らしを支える体制づくり」として、この計画を表現しており、補足説明として、成年後見制度利用促進基本計画の概要、趣旨、主な取り組み、地域福祉プランに包含する意義を記載しております。

その下の再犯防止推進計画については、基本目標別の展開に主な取り組みに「福祉的な関りで地域社会での暮らしを支える体制づくり」として表現し、補足説明としてこちらに入れております。

前回の委員会資料と比較すると、こちらの部分はシンプルになっております。理由としては、他の主な取り組みとの温度差があり、包含されているところがうまく表現できていないということがあり、この分量の説明にとどめました。

再犯防止推進計画については、皆様からもご意見をいただいた部分かと思っております。ただ、福祉的側面でも支援を必要とする犯罪をしてしまった方々の社会復帰、その支援のあり方を定めるものがこの再犯防止推進計画になります。刑事施設や少年院から地域社会に戻る人々の中には、貧困、孤立、依存症、精神疾患など様々な福祉的な課題を抱えている方もおります。そして、安定した生活への拠り所となるような場所や人とのつながりが無いところから再び犯罪や非行をする人も少なくない状況があります。そういったところにアプローチしていく意味でも、福祉的な視点で再犯防止を進めていくという意味でも地域福祉プランに包含するというように説明させていただいております。

これらの計画につきましては、素案の段階ではデータ等も使いながら説明をしていきたいと考えております。

「3 計画の推進に向けて」「資料編」については、特に変更はございません。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○島村副委員長

目次（案）と骨子（案）について事務局から説明がありました。

計画の素案を作成していく段階で、肉付けをしていくこととなりますけれども、現時点では事務局案である目次（案）と骨子（案）について、ご意見を願います。

本件については、計画の核となる重要な議論となります。内容ごとに分けて意見をいただければと思います。骨子（案）の段階で議論するのは非常に難しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、資料1の目次（案）についてご質問やご意見がありましたら、お伺いします。ご意見のある方は挙手を願えればと思います。

○彦坂委員

シンプルに整理されているように思います。自分にとって、わかりやすくなりました。もう1つは、国や県から示される言葉遣いや仕組みを、そこから借りてくるのではなく、自分の言葉として組み立てていると感じました。まとめる大枠としては、とてもよいと思います。

○島村副委員長

ありがとうございました。

前回から比べると大分わかりやすいような言葉遣いになっているとご意見を賜りました。

○峯尾委員

市民アンケートとワークショップに関する資料を見ましたが、特にワークショップは、13地区でやったので、茅ヶ崎市全体のまとめも大切ですが、まとめた報告ではなく、それぞれの地域がどうであったかを知りたいです。

また、アンケートも、それぞれの地域の傾向があると後の展開に繋がるかなとおもいます。作ったものを活かす観点からいったら大変かもしれませんがそうしていただけると助かると思いました。

それから、もう1つ。2000件の配布をして有効回収数が912件となっていますが、本当かな、とおもいました。通常は、未記入も多いかと思いますので。

○島村副委員長

アンケート等については、細かい集計がもっとされるとは思いますけれども、確か前回か前々回の際は地区別の集計もあったような気がしました。今後どのようにアンケートの集計を行っていくかということと、地区とのワークショップのまとめ方について、ご質問がありました。お答えいただければと思います。

○下村課長補佐

まず、アンケートの調査報告書の有効回収数の部分は、例えば設問別で見えていくと、性別の無回答が3.1%というところがあります。それを有効回収数と言うのかどうか、その部分の確認をさせていただきまして、正しい表現に変えていくか、もしくは補足の説明を入れてもらうか検討していきたいと思います。

地域別にアンケートを集計できるかについては、8ページの居住地域を回答いただいている部分があるので、クロス集計ができるのか検討していきたいと思います。

それから地域福祉を考えるワークショップについて、すごく色々なご意見をいただきました。

前向きなご意見も多くありまして、地域福祉に関心を持ってやっていただいている方が多くいらっしゃるということを感じております。地域福祉プランが目指すところは、地域の皆さんと行政も市社協も一緒になって地域福祉を推進していき、最終的に地域共生社会を目指していくという取り組みですので、実行力が求められる部分かと思えます。

そういった意味で、計画の中でどこまで地域別の課題を出せるかについては、今後の素案づくりで検討していきたいと思いますが、今すぐにでもできることとして、地域の皆さんとお話をする機会の中で、ワークショップで出てきた意見を大切にしながら進めていきたいと考えております。

○島村副委員長

骨子（案）では、アンケートとしか書いていないので、ここには概略説明が入るようになると思います。資料編にはもう少し細かい記載がされるということですよ。

○下村課長補佐

はい。

○島村副委員長

他に何かご質問等ご意見ございましたらお願いいたします。

○尾上委員

目次の「はじめに」の「4 計画における地域の捉え方」ですが、地域福祉プラン2では、「捉え方」については、ひらがなで表記されていますが、これを漢字に変更した意図がありますか。

また、成年後見制度に携わる中で、知的障がいの方などで漢字読めない方が結構いらっしゃるのですが、ルビを振る作業もするんですが、このプランは膨大なので、すべてにルビを振ることは難しいかと思いますが、重要な部分だけでも、例えば地域福祉プランの地域福祉も読めなかったら意味がわからないので、そこにルビ振っていただくとか、あと3つ基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」については、「活動する」と「支え合う」は漢字で書かれていますのでルビを振るとか、ひらがな表記にされた方が親しみやすくなるかなと思います。

○島村副委員長

今委員からございましたルビを振ること自体は可能だと思いますので、どこまでルビを振るかは素案作成のときに検討していただければと思います。また、ひらがなで表現した方がよいところもあると思いますので、すべてでなくとも肝心なところに入れておくなど、いろいろな方法があると思います。こちらは事務局でご検討いただければと思います。

他に目次（案）の件でいかがでしょうか。

では、またあとで目次（案）に戻っても構いませんので、資料2の計画の骨子（案）について、まずは、「はじめに」のところで何かご意見があればお願いしたいと思います。

○杉崙委員

5ページの基本目標ごとの振り返りの3番目の支え合うのところで、課題として「福祉分野以外の団体や機関を含めた体制づくりに取り組むこと」と出ていますが、これからの取り組むことの主な取り組みの中に、この内容のものが含まれてないのかなと思いました。これまでやってきたことの課題と、それと新たに取り組むことの互換性があるのでしょうか。

○島村副委員長

ここに出ているのが表題みたいなものなので、表現が全部ぴったりこないところがあるということだと思います。何か説明を加えることがあればお願いしたいと思います。

○下村課長補佐

福祉分野以外の団体、機関も含めて体制づくりや連携をとっていく、ネットワークを作っていくことが必要だよね、というところで、この課題を書かせていただいております。わかりづらい部分で申し訳ないですが、7ページの主な取り組みの「ネットワークの拡充・強化」というところには、方向性でいうと「地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化」の部分にいろいろな団体の皆さんと一緒に取り組んでいくことが必要だよね、と表現をさせていただいているところでございます。

ただ、いずれもその団体や体制づくりという言葉と合わない部分が出てきているところもありますので、こちらについてはいただいたご意見を踏まえて、素案の段階で表現していきたいと思っています。

○杉崙委員

よろしく申し上げます。先ほどの「ネットワークの拡充・強化」という中で、イメージ的には福祉関係のネットワーク会議の強化という意味合いが強いので、それに福祉以外のものがイメージできる言葉が入っていただければ、イメージが湧くのですが、これだと全然わからないのでお話をさせていただきました。

○島村副委員長

ありがとうございます。確かに我々は、どうしても決めつけてしまう部分があるので、言

葉は全体的にわかりやすく、ということだと思います。ネットワークもどこまでの範囲というのが自分たちなりに決め付けてしまっているところがあるかと思いますが、今のご意見をぜひ参考にいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○石井委員

79 ページの再犯防止推進計画について、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するときにはバックグラウンドがありました。市の中に体制的なものができあがってきていました。

また、成年後見制度利用促進基本計画について、このときも何やら、ぼんやりしたものができて形づくられていたと思います。

それに際しまして、再犯防止推進計画について、内容が福祉と捉えてやっていこう、ということによって福祉という言葉が入ったと思いますが、これについて何か形をイメージされているでしょうか。この文章が何となく浮いてしまうような気がしたので。

○島村副委員長

要するに、なぜということですよ。なぜこの地域福祉計画に入るのかというところが、もう1つピンとこないというところでしょうか。その辺について、再度検討してわかりやすい言葉を入れていただければと思うんですが。

○下村課長補佐

ご意見ありがとうございます。重層的支援体制整備事業実施計画や成年後見制度利用促進基本計画が始まったときに、もともとベースがふわっとでもあったというところで申し上げますと、再犯防止推進計画についても、すでに実施している部分があるんじゃないか思います。

ご相談をいただく方の中で、いろいろと課題を抱えて、困って窓口や地域のどなたかに相談をするというケースの中で、そのことをご本人が言葉として出す方、出さない方はいらっしゃるんですが、過去に犯罪を犯してしまっている方もいらっしゃるのかなど。

その方々に対して福祉的な支援ということで、生活困窮に対しての相談に対応することもすでにしています。その相談を受け、いろいろなところに調整をし、その方の福祉的な課題の解決に向けて検討していくといった手助けをさせていただいていることの部分がベースになっていると思っております。

○石井委員

1つは表現の問題であったんですが、もう1つは組織化をするかどうか。いろんな相談があったときに分散されてやっているわけですよ。これを組織として、今後とらえてやっていくのかどうか。

重層で言えば、地域福祉課の中に福祉総合相談担当がありますよね。それから、成年後見は分庁舎の1階に成年後見支援センターがありますよね。

それに対しまして、再犯防止について、見えるような形での組織ができるのか、或いはそうじゃなくて、みんながそれぞれやっているから、それをまとめた形で、と考えていらっしゃるのか。どうなのでしょう。

○下村課長補佐

重層的支援体制整備事業も、地域福祉課だけで成り立つものではないと思っております。確かに地域福祉課では福祉総合相談担当という機能を持っていますが、その機能だけで、重層的支援体制整備事業実施計画が目指していることができているわけではなくて、市社協や地域の方々、また高齢、障がいなどそれぞれの分野で、それぞれの役割を持って重層的に支援していくというものだと思っております。

なので、再犯防止に関しても、組織としてやるんですかという問いに関しては、やりますというところにはなると思いますが、それに対する機能を追加する形でやるかっていうと、そこはそうではないと、今の時点ではそう思っております。

○石井委員

わからない部分だから何とかして、外から見て形にできないかなと思って、それが1つの組織や名称なのかなと思って質問しました。

○島村副委員長

以前から、この再犯防止推進計画については、いろいろなご意見があって、なかなか見えにくいところではあります。石井委員は見える化みたいなことを考えられないかというご意見だったと思うんです。

その辺は、これから肉付けをしていく中で、何かしら具体的なものが1つか2つ入ってくるような形を考えていただければ、委員の疑問に答えられていくのかなと思います。素案を作る中でも、この辺も踏まえて考えていただければと思います。

○峯尾委員

今の再犯防止推進計画のところですが、せっかくなので、書かれた文章を組み換えてはどうでしょうか。例えば、2つ目のセンテンスの「刑事施設や少年院から～再び犯罪や非行をする人々も少なくありません」と具体的な対象の人たちが出てきて、「誰もが1人の人間として」に続いていく、こういう方向でやります、と。この部分を先頭にして、最後に「本計画では～」としてはどうでしょうか。制度的な話が先に来ると、もう読みたくなくなっちゃうと思うので。

石井さんが言われているような、具体的にしていく1つの例じゃないかなと。その根拠は誰もが認められる社会を目指すのだと。それは根拠があって、法律でこういうことを定めるようになっているし、市の計画に入れましたと、これを生かして組み替えれば少しわかっていただけじゃないかなって思いました。

○島村副委員長

ご意見をありがとうございました。峯尾委員の言ったことは、先ほど出ていたなぜ再犯防止推進計画をこのプランに入れるのかというところにも繋がっていくことだと思います。ご意見を参考にまた考えていただければと思います。

○杉崙委員

5 ページの「支え合う」の課題の中で「既存の制度や事業を中心とした支援ではなく」という言葉でいいのかどうか。「ではなく」というと、前が否定されるような感じがしないでもないので、「支援を含め」とかに変えてどうか、「ではなく」で切っちゃっていいのかどうか疑問でした。

○島村副委員長

支援を完全に否定しちゃうことになっちゃうので、少し検討した方がいいんじゃないかというご意見でした。

○下村課長補佐

確かに、改めて読んでみると、「ではなく」という表現だと、文脈として、そちらではなくて別のものという表現になっているかなと思います。そこについては表現を見直していきたいと思います。

○小野田委員

「その人・世帯を中心とした支援に取り組む」となっているので、多分障がいや高齢、児童、貧困といった枠でくくらないという意味かなと思ったので、それが制度や事業とちょっと大ざっぱすぎてしまうと違和感が生じるんじゃないかと思いました。もし書き換えるとすれば、そういった縦割りではなくってというような、本人・世帯を中心としたファミリーソーシャルワーク的な全体で複合的な支援をしていくってというような意味合いなのかなというふうに思いました。

あともう1点ですね。ご説明の中で、基本目標3支え合うについて、「意思決定支援」を外して「本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実」と変更したというところで、意味合いとしてはわかるんですが、意思決定支援の考え方というと本人の希望や意向を中心とした意味合いのところを「本人・世帯を中心」としたというだけで、意思決定支援の代替としての言葉でいいのかなと疑問を感じた、違和感があつたところです。かといっていいアイデアがあるわけではないので、もし変更できるようだったら、何かいい言葉に変えていただいた方がいいのかなと思いました。

○島村副委員長

この辺、もう少し言葉遣いとしてまた考えてもらいたいと思いますし、前段でおっしゃったことについては、ヒントをくださったと思いますので、その辺も含めて、またご検討していただければと思います。

このあたりで委員長に交代いただきます。

○豊田委員長

引き続き、皆さんからご意見をいただきながらと思います。いかがでしょうか。

○小野田委員

再犯防止推進計画の部分で、対象者の方として考えると、自分の勝手なイメージかもしれませんが、障がい者の方ですとか、福祉的な支援が足りないがゆえに、再度、罪を犯してしまうというような意味合いがあるのかなっていうふうに思っていて、その福祉的課題を抱えている中で再犯してしまうという現実的な部分の初期の支援としては、専門性の高い支援が必要なのかと思うんです。

地域福祉プランの中でもこれを扱っていくということになりますと、やっぱり地域の中で、そういった方たちを受け入れていくとか、或いは理解を進めていくというようなことを考えると「多様性の理解・促進」の中に、こういった形の理解というのが含まれていくことなのかなど考えてはいます。

例えば、このワークショップの中で地域福祉プラン3の説明はされてないと思うんです。なので、そのご意見の中には、そういった意味合いのものはあまりないかなということもあって、多様性の中に、外国人、障がい者、若い人、認知症の人など、そういうような言葉で入ってはいるんですが、もしこれがワークショップの中で、再犯防止推進計画の説明があって、この地域の人達に何ができるかなみたいな話でもしあったとしたら、どういうイメージなのかなと自分も考えてみたんですけども、やっぱりかなり詳細な難しい説明になってくるんじゃないかと思います。

それをこの地域福祉プランのこれだけの文章で地域の人への理解を促進していくというところが少し足りないような気がしています。

○豊田委員長

今の件に関してはいかがですか。

○下村課長補佐

おっしゃるとおり、13地区でお話しした内容としては、地域福祉プラン2の概要と、地域共生社会に向けて、すでにある地域福祉につながるような活動がどんなものがあるか、それからこれから先、5年10年先を見据えた中で大切にしていきたい、そういった思いや活動についてみなさんとお話させていただいております。

ですので、その中で次期計画において、再犯防止推進計画を一体的に策定していきますということは、触れてないのが実情です。

○小野田委員

多様性の理解の説明に、少し幅を広げて、そういった罪を犯した人たちの理解をしていくというか、本当は事例みたいなものがあるといいのかもしれないですが、再犯防止計画をちょっと結びつけられるようなものがあるといいかなと思いました。

○彦坂委員

再犯防止推進計画の難しいところは、これを福祉でやるのか、という感じですが、知的障が

いや精神障がいの方が罪を犯したり繰り返したりする問題は、重層的に一般の相談でやられていると思うんです。

そうでなくて、1人で親がいなかったりする状況で、罪を犯して出てきたときに、何をすればいいんだろうかというのは、自分も福祉をずっとやってきたんですが、あんまりピンとこないんですね。

保護司の方は、今までもずっと活動してきているので、どこを一般の人に手助けしてもらえばいいかというのを聞いてみたいなと思いました。自分自身は知的障がいの人のそういう話はいっぱい受けたので、するとやっぱり家を借りるとか、仕事につくというときの保証人の問題とか、誰かが世話してくれるっていう仕組みをどっかで持つか、もしくは、その辺を今やってる人たちから、聞いてみてはいかがでしょうかというのが意見です。

もう1つは、先ほど出た話で、意思決定支援という言葉が消えてるということだと思うんですが、僕は意思決定支援という言葉が出てきたときに非常にわかりづらくて、今もよくわからないんですが、その言葉を持ってくるよりはむしろ、普通に表現した方が一般的には、その方が伝わりやすいんじゃないかという意見です。

○豊田委員長

今、2点ありましたけど、事務局で、今のご意見に関して何かありましたら。

○下村課長補佐

再犯防止推進について、具体的に活動をされている方々、例えば保護司さんや前にご紹介いただいた団体の方とか、そういったところに実際に再犯防止推進計画を今後立てていくんですとお話を伺う中でいろいろとヒントをいただきながら、素案で皆さんにイメージができるような形で表現できるといいかなと思います。

再犯防止推進に関してどういったことを取り組んでいるんですかと言われると、例えば、社会を明るくする運動があります。それが多様性の理解を促す取り組みの1つだと思うんですが、そういったものだけではなくて、保護司さんとの連携を今以上に取っていくとか、そういった具体的なところをお示しできるようにしていければと思います。

それから、意思決定支援の部分については、取り組みの方向性としては特に変更はありません。主な取り組みに意思決定支援という言葉が入っていたんですが、意思決定支援がどういう意味なのかを考えていくと、本人の視点に基づいて、本人の意向を尊重した支援をしていく、そういうことが意思決定支援のベースになる部分なんではないかなというところで、このような表現をさせていただいています。特に意思決定支援っていうところでいくと、成年後見の話も色濃く関わってくるかと思うんです。そこについては、「本人らしい暮らしを支える体制づくり」という表現を入れさせていただいているので、そういったところで、意思決定支援をよりわかりやすい形で表現をしたというところではあります。

○豊田委員長

再犯防止計画の話が出てますが、多分皆さんがなかなかこれを受け入れがたいと思うのは、具体的に何やるかとか、どういう方向に持っていくのかが見えにくいからではないでしょうか。

か。

再犯防止推進計画について、地域福祉プランに包含する形で進めていくのは良いと思います。1期目なので、どうということをしていくのか、皆さんのイメージがなかなかつきにくいと思うので、そこに対して、具体的に、まずは何をやっていくか、体系立てて、場合によっては仕組みを作ってやっていくことも必要かもしれません。2期目の計画に行くとき、具体的に見える形になると良いと思います。

この部分に関しては、何か具体的に見えるものを皆さんに提供したり、もう少し市としての方針をお話いただくと、イメージしやすいんじゃないかと思います。

○杉寄委員

福祉的な支援ということなんですけども、再犯防止ということでは、市ではいろいろな福祉関係がありますよね。保護司や民生委員、福祉関係のサービス、それを逆に言うと、再犯した人がある程度、社会に出るときに積極的に関与して、茅ヶ崎市の中で福祉関係のいろんな支援をその方にお伝えして、サービスを提供すると、それによって、地域の中で暮らしやすいような形の体制を作るというイメージで、新たなものをするということじゃなくて、福祉関係の横のネットワークを総合的に再犯防止に繋がるようなアプローチが福祉的な形でできないか、ということだと思っているんです。

具体的にやるとしたら、そういった方がどういう障がいを持ってるのか、高齢なのか、障がいを持って転職できないとかってということも、事前にアプローチして、福祉サービスの提供の中でどれに合致するのかという意味合いものを含めた形で、アプローチするべきなのかなと思っています。

○豊田委員長

今のお話は、どうでしょうかね。

○下村課長補佐

個人的な意見になってしまうのですが、1つ考えていることとしては、保護司に庁内でこういう福祉サービスがあるんです、ということを知っていただく、そういう機会を作っていくということは、やっていきたいなと考えています。

ただ、どうしても対象となる方々の情報をこっちでキャッチをすることが難しい状況かなと思います。保護司さんから聞くわけにもいかないですし、当然、保護観察所などから情報が入ってくるわけでもないので、そこに対して、対象者めがけて何かアクションを起こすのは、非常に難しいと思うので、接点になりうる保護司さんにお話をさせていただいたり、保護司さんがやられている研修に参加させていただいて、保護司さんと我々が関係を作るといったこと等はできるんじゃないかと考えているところでございます。

○横山委員

サービスとか既存の社会資源から考えるとどうしてもちょっと視野が狭くなってしまうのかなと思ったりしたんですが、再犯防止推進計画に関して、あくまでも推進で、いわゆる再犯防

止をこの福祉の中だけで考える問題ではなくて、そこは司法と福祉の連携だと思っていますし、再犯防止推進計画で何が言いたいのかって言ったときに、自分はこの計画を読んだときに、1度犯罪をした人がもう二度と上がれないような、いわゆるレッテル張りとか、犯罪を起こした人だからサービスだけあてがって終わりとかではなくて、1回失敗してもいつでも、地域で温かく迎えられるような、そういったまちづくりが大事なんだよってという計画なんじゃないかなと読み解いているので、自分はそういうサービスや資源の紹介にとどまらず、どちらかと言ったらまちづくりのマインドの問題なのかと思いましたので、これは地域福祉プランに入れていく必要があるのかなと思ってますし、そういった排除しない社会づくりっていうところで、これはとても役に立つ考え方なんじゃないかなと思っていて、そういった視点で考えていった方がいいと思いました。

○豊田委員長

事務局として、横山委員の意見に関してはいかがでしょうか。

○下村課長補佐

地域共生社会って、様々な人がいる中で、みんなが手を取り合って、幸せな地域を作っていくましようというところになってくると思うので、そういった中で、そういった人たちもいて、受け入れられる土壌というものを作っていく。

そういう意味で、地域共生社会を目指すこの地域福祉プランの中に、再犯防止推進が入ってくるということなのかと思います。

そのマインドの部分は、大切にしていきたいと感じております。

○島村副委員長

個人情報の問題もありますので、こちらからそういう人達を、誰かに紹介してもらうことはまずできないんです。それで実際に関わってる人に聞いた話によると、まず、そういう人たちのために居場所をつくる、その人たちが住む場所がありますよ、ということを警察や保護司の方にお伝えをして、それで何人かの人がそこに求めてくる。その人達に対して、仕事場の提供を考えて、そこでは喫茶店みたいなものやっていると聞きましたが、そういう人を雇うこともしていますよ、ということを保護司さんや警察の方に、伝えていき、それに移行してくる。その居場所や働き場所を作る環境ならば、地域でできるんじゃないかと言って、その人は地域でそのような関わりをしておっしゃっていました。

再犯防止の推進に向けて、何ができるかっていうところにおいて、そういう関わりならできるのかなと、例を挙げていくと、よりわかりやすくなるのかと思って申し上げました。

○豊田委員長

推進という言葉に、どういう意味を込めるかっていう話もありました。この計画の実現によって何が達成されるかとか、何を目的にこうやるかを少し明確にしたほうがいいかなと思いました。何か仕組み作って、その人達を積極的に支えるっていうことでもない。やっぱりその中で言えば、地域福祉プランが持っている役割はあると思うんです。

例えばロードマップとして、具体的に最初に何をやるかとかがないと、過程や現状の確認、またそれに対して我々はどう働きかけをしていくのか、そういったところの動機づけがない分計画ってできてこないと思います。そこをどう捉えるかによっても、計画の作り方やロードマップの書き方が違ってくと思うんです。

この計画で取り組むとしてやらなきゃいけないのは、意識醸成やそれを受入れる地域の懐を作っていくとか、そういうことをやってく必要があるだろうと。それを簡単に福祉教育とかって言うてしまうと、それは、もっと奥が深いような気がするんですが、その中には知らないことや、もっと知ってもらいたい人たちに知る機会を、こちらからも提供していないということがあると思うので、そこをまず見ることから始めていくような気がするんです。

それを積み上げていくことによって、計画を1歩1歩進めて、その先もありますから、例えば10年先を見越したときにこの計画がどんなふうになってるかっていうことを展望することもあると思うんですが、そのために振り返って考えていくと、例えば、ここ1年は何をしていくべきか、それをやった先にどういうものがあるって、それをやった効果としてこんなことができるということをごちらが持つておかないと、何をやったの、といったことになってしまうと思います。

茅ヶ崎がこういうことに取り組もうとしたときには、おそらくまだ他でも先進的にやってるところはあまりないと思うんです。それだけ、こういうものに関しての横の連携やみんなで行っていかうということがあまり進められてないんじゃないかと。それだけにこちらとしては、やっぱり軸を見ていきながら、どういうものをこちらが求めているかっていうことをきちんと出しながら、皆さんに図りながらやっていくというのが、計画としてはいいのかなと思いました。

皆さんのご意見をどこまで入れて、第1期のゴールをどの辺に置くかということも含めて作っていただきたいなと思いました。

○杉寄委員

再犯防止推進によって、何が最終的な市民にとっての目的かというのは、安心安全に暮らせるという1つの目標ですよね。これをやることによって、再犯する人が減れば、市民にとっては安心安全に暮らせますよと。

○峯尾委員

ちょっとうまく説明できませんが、そういう人たちも安心して暮らせる社会を作ろうっていうことなんですよ。そういう人たちが落ち着けば我々が安心するっていう構造ではないんですよ。

○杉寄委員

市民にとって、実際に再犯が起きなければ市民は安心安全に暮らせる、ということですよ。

○横山委員

最終的に、市民という捉え方が再犯してしまってる人も入ってるってことですよね。全部ですよね。すごく雑な言い方すると、一般市民の方も、再犯防止推進の対象となる方も、障がいを持っての方も全部の市民の皆さんが平和になるというそういう捉え方でしょうか。ならば、言いたいことはわかります。

○石井委員

おっしゃっている内容はわかります。

今、話があったようにちょっと間違えるとひっくり返っちゃう、という危うさを持ってると思うんです。

○横山委員

いわゆる棲み分けをしない社会で言うなれば、貧困の問題とか孤立の問題とか障がいの問題と言ったときに、皆さん何かしらの生きづらさを抱えながら、たまたまそこに何かしらの困難を抱えた上で犯罪をしてしまった。

でも、そこからいわゆる一般的な人生と言われるところから踏み外してしまったような方、その方が2度とも上がれないような社会を作っているんですかっていう話にもなってくると思いますし、それって1歩間違えれば我々だって、いつだって犯罪者になりうる立場にもなるし、今日帰りに事故を起こして怪我をしたら障がいを抱える可能性があったり、そうなったときに、自分たちは一般人だから大丈夫、この人たちは障がいを持ってから、でもこういうサービスを使えば十分生活できますから大丈夫ですね、というように分けた捉え方ではなくて、いろんな属性とかがあって、全部ソーシャルインクルージョンじゃないですけど、皆さんいろんな特性、多様性がある、それでもお互いがそこを尊重し合える、そんな社会をつくろうよって言うだけのことなので、再犯ばっかりに目を輝かせるというよりは、精神疾患の方とかも今現実にやはり近くにグループホームが建てば、反対運動も起こったりだとか、障がいのグループホームでもそういうことが起こるといっても、それとそう変わらず、そういう排除というか、自分たちの身の回りには、関わりたくないとは言えませんが、やっぱりいて欲しくない存在なんじゃないかなというような、市民の意識がどこかにあったりとか、誤解があったりとか、そういうレッテルが貼られてるからこそ、そういう棲み分けが起こって、結果的に犯罪者の方だったら元通りの生活に戻れずに、同じように犯罪を繰り返し、何回も刑務所に入ってしまったらとか、うまく支援が受けられずに、社会に馴染めないままになってしまっている構造から何とか抜け出す方法がないだろうか、というまちづくりをするための推進計画なのかなって自分は捉えたんです。

○豊田委員長

それでいいんじゃないかと思えますけどね。

昔の話になりますが、岡村重夫先生という方がいらっしゃって、その方がコミュニティワークというものを説明するときに、一般コミュニティと福祉コミュニティという2つのものが社会の中にあって、福祉コミュニティが今言われてるような、例えば再犯の対象になる方とか、いわゆる貧困層とか、いろんな福祉的な課題を持って人で、でも、その方達は一般コミ

ユニティの中にいるわけですね。

その一般コミュニティの中で、それが特出して作られてることが問題であって、ここに対してどういう働きかけをするかというのは一般コミュニティ側から働きかけるものが必要になってくる。

そのときの働きかけの仕方というのがいくつかある、といったことを図式で示してるものがあるんですが今横山委員が言われたのはそういうことなんです。

何か枠を作って、その人たちだけということではなく、我々が生活しているこの社会の中でそういう人たちも一緒になってやっていくことのために、何ができるかっていうことを考えていくというのが、広くいうとあれになるかと思います。

今、再犯防止ということが、非常にクローズアップされて出てるわけなんですけども、現状が非常にわかりづらいですね。これは法律や制度の体系ということもあって、実態を知るとはなかなか難しいところはあると思うんです。

でも、おそらく我々が見ていかなきゃいけないのは、その人たちの生活がどうなっているか、というところを、ケース分析というか、それをしていくことから始めていくのかな。その時にその人たちが一般コミュニティの中で生活すると言ったときに、何が課題で、どういうことが問題になってるかを我々が知らなきゃいけないんじゃないかなとは思っています。

だから、横山委員がおっしゃっていただいたようなところで、我々はそこに働きかけをしていくが必要になると思いますし、その働きかけが市民の形の中でね、どういう働きかけをしていくかを皆さんが考えられるような、落とし込みが必要なんだろうなと。

それで、なるべく具体的に皆さんにイメージしていただくことが必要なのかなと思ったんですね。現実問題とイメージするための乖離があるので、そこをどう埋めてやっていくかというところが、課題になってると思いました。

なので、これは、再犯防止だけでなく、計画全体の中に関わる部分のところなんではないかと思った次第です。

○峯尾委員

大分話が難しくなってしまったんですが、方向性とか取り組みはここに書いてあることで十分だと思います。共生社会もありますし、誰もが1人の人間としてあります。

再犯という言葉が、少し刺激的な部分があるんですが、もっと簡単に考えれば、人間は誰でも人生の中でつまづくことがあるんだけど、再チャレンジすることができるんだ、セカンドチャンスが誰にでも認められているんだ、そういう社会を作っていこうと考えると、私は一番いいかなと。若者だって挫折してっていうのもいる。高齢になってもそういうことがあるかもしれない。子どもたちも、どんな人も、1回転んでもまた立ち上がって挑戦することができるんだと、それがこの再犯という言葉に表されてるんだけど、市民誰でもだから、この人たちが立ち直れば、他の人が安心するでしょっていうことじゃなく、誰でもつまづいて何か障がいを負ったり、心が病んだりしてもセカンドチャンスっていうのが、保障されてるっていうかね、何かみんなでするということを支えている社会になっているんだということが分かればいいんだろうなと思います。

そういう意味では、これをどう具体的に、どこまでやるかは、これからだと思うので、方向

性はこれでいいと思います。

特に成年後見にしても、意思決定支援にしても、法律上はこういう名称になってますって変えることできないので、それは出しておいて、これはこういう意味なんですよってというのは、市や委員会で、わかりやすく補足すれば、それでいいと思います。

○豊田委員長

皆さんからいろんな意見いただきました。どれも本当に必要なことですし、計画を具体的に文章化して作っていく過程では、今のようなところは、こちらも悩まなきゃいけないところだと思うんです。そのためのいろんな示唆をいただけたんじゃないかなというふうに思います。

この目次（案）と骨子（案）の部分に関しては、今日が年度内最後ということであるようですので、地域福祉活動推進委員会の議論も踏まえながら、事務局と私に一任をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

（一同、同意）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

議題2のその他につきまして、事務局の方からございますか。

○下村課長補佐

今回の地域福祉推進委員会のご案内をさせていただきたいと思います。次回は7月頃を予定したいと考えております。そのため、本日が現任期における最後の委員会になるんじゃないかというところがございます。課長の瀧田からご挨拶をさせていただきたいと思います。

○瀧田地域福祉課長

皆様、改めまして、3年間大変お世話になりました。特に、今年度は計画策定が本格的にスタートしたということもございまして、皆様にはご負担をおかけいたしました。本日も含め、本当に様々なご意見いただきましたことで、どうにか骨子という形で大分固めて進めることができたと感じております。

令和7年度も、新しい計画の完成に向けて、引き続き職員一同取り組んで参りますので、皆様におかれましては、引き続き委員として、或いはそれぞれのお立場でご支援を賜りたくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○下村課長補佐

私も10月に担当として着任しまして、本当に皆様から活発なご意見をいただくことができ、非常にありがたいなと思います。皆様に支えられて、この半年を過ごせたかなと思っております。ありがとうございました。

次回の委員会については、日程の調整や推薦のお願いなど、改めてご連絡をさせていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○豊田委員長

はい、ありがとうございました。

それではですね、以上をもちまして、第4回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会を終了したいと思います。今日はどうもありがとうございました。

以上